

閉会の辞

森川 幸一（本学法学部教授／法学研究所所長）

ご紹介頂きました森川でございます。本日のシンポジウムを主催致しました法学研究所を代表致しまして、一言、閉会の言葉を述べさせていただきます。

専修大学法学研究所は、法律学・政治学に関する研究を助成する目的で1967年に設立された研究所として、本年でちょうど50周年を迎えるところです。本研究所は専修大学の法学部および法科大学院の全専任教員が所員となっているほか、学外の研究者をも客員所員として擁しております。日頃から所員間での研究交流を図るほか、その研究成果を広く社会に知ってもらうために公開講座や公開シンポジウムを数多く実施しています。本日のシンポジウムは、50周年を迎え新たに出発をする本研究所の最初を飾るに相応しい充実したものでありました。このようなシンポジウムを開催することが出来まして、所長としても大変嬉しく思っている次第であります。このシンポジウムの母体となった「韓・朝鮮半島と法」研究会の代表幹事でいらっしゃる尹龍澤先生、それからご報告を頂きました岡克彦先生、國分典子先生、青木清先生に、まずは心より御礼申し上げます。また、寒い中、ご来場頂き、貴重な質問をして頂きました参加者の皆さまにも心より御礼申し上げます。

尹先生が最初の趣旨説明でもご指摘されましたように、私も含めて日本の法学研究者はこれまでややもすると欧米を比較法の対象とすることが多く、すぐお隣の韓国、中国などアジアの国の法制度に目を向ける機会は非常に限られています。そうした中、本日のシンポジウムでは、司法制度、統治機構、家族法という非常に幅広い分野で韓国の法、社会、歴史について学ぶ機会を頂きまして、私自身大変勉強になりました。

また、コメンテーターとして参加して頂いた本研究所の若手所員の皆さんとの討論を通じて、韓国法のみならず、ドイツやアメリカの法制度との比較を交えた多角的な視点を得ることが出来まして、日本の法制度を相対化して認識するための大変良い機会となったと思っております。本日のシンポジウムの内容は、今後、本研究所の所報に掲載することにより、本日ご来場になれなかった方々にも、広く読んで頂けるようにしたいと考えております。ご報告の先生方には、引き続きお世話になりますが、何卒、よろしくお願い致します。

それでは、これで本日のシンポジウムを閉じさせていただきます。本日は有難うございました。（拍手）